

新年を迎えて

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター理事 ^{さか} 阪 ^{もと} 本 ^{つよし} 剛

平成20年の新春を迎え、皆様に新年のお慶びを申し上げます。さて、昨年農薬の登録検査を実施している当センター農薬検査部にとって種々の出来事があり、めまぐるしく時が過ぎていった感があります。新年を迎えるに当たり、昨年の出来事を振り返ると共に新たなこの一年の抱負を記させていただきます。

昨年4月1日に、農薬検査所は農林水産省消費安全技術センター及び肥飼料検査所と統合され、新たに設立された独立行政法人農林水産消費安全技術センターの農薬検査部となりました。農薬の登録検査や製造所への立入検査、GLP査察など、これまで農薬検査所が行ってきた業務の全てが農薬検査部に引き継がれたため、実質的には名称が変わっただけです。

しかしながら、統合に当たって、部門間の協力を前提としたプロジェクトチームの設置などの統合メリットの発揮や内部監査制度の確立等が統合法人の中期目標に掲げられており、農薬検査部の業務の進め方も少なからず影響を受けることになると予想しています。

また、昨年は前述した統合により新たに設立された組織を、社会のニーズに合わせて的確に運営して行くための取り組みを役職員一丸となって精力的に進めていたところですが、6月になって当センターを含む全法人の「ゼロからの見直し」を盛り込んだ「骨太の方針2007」が閣議決定され、平成19年12月末までに「独立行政法人整理合理化計画」が策定されることになりました。統合後の整理が進められている最中の更なる組織の見直し要求については、職員の誰しもが当惑を感じたところです。本誌が読者の皆様のお手元に届く頃には整理合理化計画も策定され、当センターの将来像も明らかになっていると思われませんが、農薬検査部では職員一同、農薬登録検査をとおして、食の安全と農業生産の安定を確保することが我々の使命と自覚しており、どの様な整理合理化計画が決定されようとも、一層の努力をもって職務を遂行する覚悟です。

次に、規制改革・民間開放に関する対応について触れます。平成18年12月に、規制改革・民間開放推進会議から「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」が出され、そこにおいて、薬効・薬害試験等農薬の登録

申請に用いる各種試験成績のうち、都道府県等の公的機関による実施を求めているものについて、信頼性を確保できる民間機関による試験を認めるなど、民間開放の推進に関する施策を平成19年度中に措置することとされました。このため農林水産省では、薬効・薬害試験については、現在試験成績の作成を担っている機関に加え、一定の要件を満たした機関での試験実施を認める等の制度の検討を、また、作物残留性試験については、GLP制度の導入について検討を進めるとともに、その例数について、科学的な根拠に基づく残留農薬基準の設定に資するために、現在提出を求めている2例を増加させる方向で検討を進めているところです。

農薬検査部では、農薬対策室をはじめとする関係者と連携を取り、何れの事項についても、技術的観点と実行可能な運用方法を確保する観点に立って検討を進めているところです。これらの新たな措置は社会の要請に対応するものであることから、積極的に取り組むべきものと承知しているところですが、万が一にも農業現場等での混乱を招くことがないように対応する必要があるもので、今後とも関係者と十分に協議を尽くし、国の施策の円滑な推進に協力していくことが肝要と心得ております。

最後に、農薬検査部の課題と考えているリスクコミュニケーションについて触れます。

農薬については、その社会的貢献度が非常に大きいにも拘わらず、一般消費者が自分で使用してその恩恵を直接受ける機会が少ないことなどから、誤解や偏見を受けることが多く、無用な不安感を抱かせることが多いようです。このことは農薬に携わる我々にとって残念であることにとどまらず、健全な農業を推進する上でも阻害要因となりかねません。

幸い、新たに統合された法人は本部以外に全国5カ所の地方センターがあり、従来から消費者や食品事業者を対象とした講習会を全国で開催していたところです。今後、消費者との連携に関して経験と実績のある食品部門と協力して、これらの講習会に随時農薬の安全性と有用性に関する話題を盛り込み、積極的なリスクコミュニケーションの推進を図って行きたいと考えております。

今後とも、皆様の一層のご支援とご鞭撻を賜るようお願い致します。